



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月15日金曜日 第1601号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

西条市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則.....	1
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	2
薬事法施行細則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県港湾管理条例施行細則の一部を改正する規則.....	6

訓 令

愛媛県地方局処務規程及び愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令.....	6
保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令.....	7

公営企業管理規程

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程.....	7
--------------------------------	---

規 則

○愛媛県規則第52号

西条市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

西条市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第6 1の項中「西条市」の下に「(2の項に掲げる区域及び丹原町を除く。)」を加え、同表2の項中「東予市及び周桑郡小松町」を「西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田及び小松町に限る。)」に改める。

別表第13R(地域の区分に応じたいおう酸化物の排出許容係数)の項昭和49年9月26日において条例第49条第1項に規定されている指定工場の欄中「西条市、東予市並びに周桑郡小松町及び丹原町」を「及び西条市」に改める。

様式第10号1の表測定点の名称の欄中

「

東中学校測定局
北保育所測定局

」を「

東予東中学校測定局
東予北保育所測定局

」に改め

、同表備考1中「市町村」を「市」に改め、同表備考3(1)の表指定工場の所在市町村の名称の欄中「市町村」を「市」に改め、同表西条市の項、東予市の項及び周桑郡小松町及び丹原町の項を次のように改める。

西条市(他の項に掲げる区域を除く。)	神拝測定局
西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田に限る。)	東予東中学校測定局
西条市(小松町及び丹原町に限る。)	小松中学校測定局

様式第10号2の表中

「

東中学校測定局
北保育所測定局

」を「

東予東中学校測定局
東予北保育所測定局

」に改める。

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項の表西条中央保健所丹原支所の項位置の欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改め、同項所管区域の欄中「東予市及び周桑郡」を「西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町」に改める。

第31条第3項の表東予支所の項担当区域の欄中「東予市」及び「周桑郡」を削る。

第72条第3項の表東予分場の項位置の欄中「東予市」を「西条市」に改める。

第80条第3項の表西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室の項位置の欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改め、同項管轄区域の欄中「東予市及び周桑郡」を「西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町」に改める。

別表第3西条地方局の部総務福祉部地域福祉課の項係の欄中「生活保護係」を削る。

別表第3の2位置の欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改め、同表所管区域の欄中「東予市及び周桑郡」を「西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田

、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町」に改める。

別表第4位置の欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改め、同表所管区域の欄中「東予市及び周桑郡」を「西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町」に改める。

(愛媛県茨の木水門操作規則の一部改正)

第3条 愛媛県茨の木水門操作規則(昭和56年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「東予市」を「西条市」に改める。

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第4条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表場所の欄中「周桑郡丹原町大字池田1611番地」を「西条市丹原町池田1611番地」に改める。

(愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県垂直積雪量に関する規則(平成12年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項区域の欄中「、東予市」及び「、周桑郡各町」を削る。

別表2の項区域の欄中「、東予市」及び「、周桑郡小松町」を削り、同表3の項同欄中「、周桑郡丹原町」を削る。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「周桑郡丹原町大字池田1611番地」を「西条市丹原町池田1611番地」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

○愛媛県規則第53号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表6の項右欄第2号及び第4号中「第31条の2第2項第

12号八及び第62条の3第4項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八及び第62条の3第4項第13号八」に改め、同表11の項左欄中「別表40の項第7号」を「別表40の項第18号」に改め、同項右欄中「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」を「管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証」に改める。

附 則

この規則中、別表6の項の改正規定は公布の日から、同表11の項の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第54号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条(省令第29条の3及び第33条)を「第6条(省令第141条及び第153条)に、「第14条の2及び第26条の14の2」を「第23条及び第30条」に改める。

第6条中「法第28条第2項又は令第7条第3号」を「令第51条又は第52条第3号」に改める。

第7条の見出しを「(届出済証)」に改め、同条第1項中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具の」を「管理医療機器の」に、「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」を「管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証(以下「届出済証」という。)」に改め、同条第2項中「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」を「届出済証」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(届出済証の書換え交付)

第8条 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、知事にその書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第3号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証書換え交付申請書に届出済証を添えて知事に提出してしなければならない。

(届出済証の再交付)

第9条 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、知事にその再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第4号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書を知事に提出してしなければならない。この場合において、届出済証を破り、又は汚した管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、その届出済証を添えなければならない。

3 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の再交付を受けた後、失つた届出済証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

第1号様式中「年度」を「年」に改める。

第2号様式中「第7条」の下に「-第9条、第3号様式、第4号様式」を加え、「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」を「管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証」に、「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具販売業(

賃貸業)の」を「管理医療機器販売業(賃貸業)の」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第8条関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証書換え交付申請書

管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証書換え交付申請書			
愛媛県知事 殿		年 月 日	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
申請者			
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊟			
届出済証の番号及び年月日			
営 業 所	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証（第2号様式）を添付すること。

第4号様式(第9条関係) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書

管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 殿	
住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
申請者	
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩	
届出済証の番号及び年月日	
営 業 所	名 称
	所 在 地
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は抹消すること。
- 3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証(第2号様式)を破り、又は汚したときは、当該届出済証を添付すること。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の薬事法施行細則第2号様式の規定により交付している医療用具販売業（賃貸業）届出済証は、改正後の薬事法施行細則第2号様式の規定により交付した管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証とみなす。

○愛媛県規則第55号

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第2項第1号中「第6条」を「第8条」に改め、同項第2号及び第3号中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第4項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第5項及び第6項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による届出等）

第7条 条例第4条の3の規定による届出又は係留施設の使用に係る条例第5条の規定による申請若しくは前条第3項の規定による届出（松山港（外港地区に限る。）に係るものに限る。以下「届出等」という。）は、第5条第2項において準用する港則法施行規則第1条又は前条第1項本文、第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた届出等は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、当該申請をした者に対する条例第5条の規定による処分の通知については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた処分の通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

第4条の次に次の1条を加える。

（入出港の届出）

第5条 条例第4条の3の規則で定める船舶は、次の各号のいずれかに該当する日本船舶とする。

- 総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみ

をもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶

- 平水区域を航行区域とする船舶

- 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、知事の指示する入港実績報告書及び港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第2条第3号イ又はロに掲げる書面を知事に提出しているもの

2 港則法施行規則第1条の規定は、条例第4条の3の規定による届出について準用する。この場合において、同省令第1条第1項、第2項、第4項及び第5項中「特定港」とあるのは「県が管理する港湾」と、同項中「港長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

別表第1中「第5条 - 第8条、第12条」を「第6条、第8条 - 第10条、第14条」に改め、同表8の項区分の欄中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同表9の項同欄中「第7条第2項」を「第9条第3項」に改め、同表11の項同欄中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別表第2中「第11条」を「第13条」に改める。

別表第3中「第15条」を「第17条」に改める。

様式第1号中「第7条」を「第9条」に改める。

様式第3号中「第5条、第7条」を「第6条、第9条」に改める。

様式第4号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「第6条」を「第8条」に改める。

様式第6号中「第8条」を「第10条」に改める。

様式第7号中「第9条」を「第11条」に改める。

様式第8号中「第12条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月14日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程及び愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程及び愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「こと」の下に「（西条地方局を除く。）」を加える。

（愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局県民情報室規程（平成5年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1西条地方局県民情報室の項所管区域の欄中「西条市」の下に「（丹原庁舎地方局県民情報室の項に掲げる

区域を除く。)」を加え、同表丹原庁舎地方局県民情報室の項同欄中「東予市及び周桑郡」を「西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町に限る。)」に改め、同表松山地方局県民情報室の項同欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

○愛媛県訓令第14号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第19号の10から第19号の15まで、第19号の18」を「第19号の8、第19号の23から第19号の28まで、第19号の31」に改める。

本則第19号中「及び第38条」を削り、「又は休廃止等の届出を受理する」を「をする」に改め、本則中第19号の20を第19号の33とし、第19号の10から第19号の19までを13号ずつ繰り下げ、本則第19号の9中「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」を「管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証」に改め、同号を本則第19号の20とし、同号の次に次の2号を加える。

19の21 薬事法施行細則第8条の規定による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付をすること。

19の22 薬事法施行細則第9条の規定による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の再交付をすること。

本則第19号の8中「第2条、第3条及び第4条」を「第44条第1項」に改め、「特例販売業」の下に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を加え、同号を本則第19号の15とし、同号の次に次の4号を加える。

19の16 薬事法施行令第45条第1項の規定による特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付をすること。

19の17 薬事法施行令第46条第1項の規定による特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付をすること。

19の18 薬事法施行令第46条第3項及び第47条の規定による特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の返納を受理すること。

19の19 薬事法施行令第48条の規定により、特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可台帳を備え付けること。

本則第19号の7中「特例販売業」の下に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を加え、同号を本則第19号の14とし、本則第19号の6中「医療用具」を「医療機器」に改め、同号を本則第19号の13とし、本則第19号の5中「第72条」を「第72条第4項」に改め、「により」の下に「、特例販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対し構造設備の」を加え、同号を本則第19号の10とし、同号の次に次の2号を加える。

19の11 薬事法第72条の3の規定により、特例販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対し業務運営改善等の措置を命ずること。

19の12 薬事法第73条の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の管理者の変更を命ずること。

本則第19号の4中「による」を「により、特例販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対し」に改め、同号を本則第19号の9とし、本則第19号の3中「必要な」を「、必要な」に改め、同号を本則第19号の8とし、本則第19号の2中「第39条第1項及び同法第40条」を「第40条第1項」に、「医療用具」を「高度管理医療機器等」に改め、「届出及び」を削り、同号を本則第19号の6とし、同号の次に次の1号を加える。

19の7 薬事法第40条第2項において準用する同法第10条の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出を受理すること。

本則第19号の次に次の4号を加える。

19の2 薬事法第38条において準用する同法第10条の規定による特例販売業の休廃止等の届出を受理すること。

19の3 薬事法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可をすること。

19の4 薬事法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新をすること。

19の5 薬事法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理すること。

附 則

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定に基づき行うことができる同法第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の手續に関する知事の権限は、保健所長に委任する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程

中山川逆調整池ダム操作規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

「東予市役所 「西

別表第2通知の相手方の欄中 周桑郡小松町役場 を 西
" 丹原町役場」 西

条市東予総合支所

条市小松総合支所 に改める。

条市丹原総合支所」

別表第3貯水位及び流入量の部中山川逆調整池の頂観測施設の欄中「周桑郡丹原町大字千原下」を「西条市丹原町千原」に改める。

附 則

この管理規程は、平成16年11月1日から施行する。